

## 鴨川市のパブリックコメントについて

### パブリックコメントとは？

パブリックコメントとは、行政機関が政策を決定する場合に、事前にその案を公表して、市民の皆さんなどからご意見を募集し、そこで提出された意見を参考にして政策を決定する一連の手続きをいいます。

### パブリックコメントの対象は？

市がパブリックコメントの対象とするものは、次の計画・指針や条例（※）を定める場合（改正も含まれます。）です。

- ① 市の全般的な、又は特定の分野の基本的な事項を定める計画や指針
- ② 市の全般的な、又は特定の分野の基本的な事項を定める条例
- ③ 市民に権利を制限し、又は義務を課す内容を含む条例
- ④ そのほか、市が必要と判断したもの

〔 ※ 条例は議会の議決を経て制定されるものですが、議会に提出する前の案（議案）を決定する段階で、パブリックコメントを行います。 〕

### 意見を提出することができるのは？

市のパブリックコメントに意見を提出することができるのは、次の方です。

- ① 市内に住所がある方
- ② 市内に事務所などがある個人や法人
- ③ 市内に通勤、通学されている方
- ④ パブリックコメントをしている案件に利害関係がある方

# パブリックコメントの手続の流れ

## 1 案の公表

市は、対象となる計画、指針や条例案などを定めようとするときは、事前にその案を公表します。

- 公表するもの ⇒ 計画や指針、条例などの案とその概要、背景や趣旨などの資料
- 公表する方法 ⇒ ホームページ、市政情報コーナーや担当課窓口での閲覧など

## 2 意見募集

案を公表した日から 30 日以上の期間、皆さんから意見を募集します。

- 意見を提出できる方 ⇒ 市民、市内事業者、市内通勤通学者、利害関係者
- 意見を提出する方法 ⇒ 窓口への書面の提出、郵便、FAX、電子メール

## 3 提出された意見を考慮して計画、指針や条例案を決定

市は、提出された意見を参考として、計画、指針や条例を決定します。

## 4 結果の公表

決定した計画、指針や条例とともに、提出された意見（概要）とそれに対する市の考え方を説明したものを併せて公表します。